

区分	その他
----	-----

案件概要

資料 1

共 通	
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025会場 装飾業務委託（単価契約）
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札
内 容	
①目的 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025において選手 が高い力を発揮し観客が高揚感や一体感を持って応援できる空 間を創出できるよう、会場内及び会場周辺の装飾物の制作等を行 う。 会場装飾により、選手や観客をはじめ、報道や競技動画配信 等により世界中の人々の目に触れる本大会をより一層印象付 け、デフリンピックの魅力を国内外に向けて広く発信すること を目的とする。	
②契約期間 契約締結の日の翌日から令和7年12月26日まで	
③主な業務内容 ・業務計画の作成等 ・装飾物の制作に関する業務 ・デザインに関する業務 ・装飾物の設営・撤収（大型装飾物のみ） ・維持・管理業務	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
契約締結前付議理由	
付議基準	入札結果が「低入札」
入札・契約手続き等確認結果	
開札日時：令和7年6月18日16時 応札業者：5者 事業団契約担当部署において、落札者へのヒアリング（仕様 内容を確実に履行することができるかなど）や公表資料（落札 者のホームページなど）から、受注状況や財務状況、実施体制 などの確認を行っており、落札者が履行能力として問題のない 業者であることを確認している。	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部広報グループ

契約・調達案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025会場装飾業務委託（単価契約）
調達方式	希望制指名競争入札

確認の視点	確認内容	備 考
落札価格及び契約締結の適正性		
指名業者数が適切であること	●大会運営組織の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の業者を指名していることを確認した。	
業者選定理由が適切であること	●東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。 ●履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。 ●業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。	
落札価格が予定価格を超過していないこと	●落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。	
契約手続きの適正性		
低入札であるが、入札手続き等が適正であること	●調達方式が妥当な方法であることを確認した。 ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。 ●落札者へのヒアリングや公表資料から、落札者が履行能力に問題がない業者であること、仕様内容が落札者に正確に伝わっていることを確認した。	

案 件 概 要

資料 2

実施前（募集概要）		
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について	
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
内 容		
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。		
1 協賛カテゴリ		
(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定		
・ 1億円（相当）以上		
・ 5,000万円（相当）以上		
・ 1,000万円（相当）以上		
・ 100万円（相当）以上		
(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定		
・ 300万円（相当）以上		
・ 100万円（相当）以上		
・ 50万円（相当）以上		
・ 50万円（相当）未満		
(3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定		
・ 1万円以上		
2 募集期間		
要綱施行日から令和7年9月30日まで		
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等		
4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断		
(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの		
(2) 暴力団又は暴力団員等であること		
(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること		
(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること		
(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること		
申込後締結前		
対象期間	令和7年6月10日から同月25日まで申込分	
協賛申込内容確認結果等		
申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。		
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ	

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 7 / 1 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年6月10日から同月25日まで申込分

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	● 協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	

案 件 概 要

資料 3

実施前（募集概要）		
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について	
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
内 容		
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。		
1 協賛カテゴリ		
(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定		
・ 1億円（相当）以上		
・ 5,000万円（相当）以上		
・ 1,000万円（相当）以上		
・ 100万円（相当）以上		
(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定		
・ 300万円（相当）以上		
・ 100万円（相当）以上		
・ 50万円（相当）以上		
・ 50万円（相当）未満		
(3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定		
・ 1万円以上		
2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで		
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等		
4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断		
(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの		
(2) 暴力団又は暴力団員等であること		
(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること		
(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること		
(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること		
契約変更前		
対象期間	令和7年6月10日から同年6月25日まで変更申込分	
変更申込内容確認結果等		
申込者について、変更申込時点において「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。		
3 所管部署 東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ		

変更申込についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
変更申込時点の協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 7 / 1 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約変更前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年 6 月10日から同年 6 月25日まで変更申込分

確認の視点	確認内容	備 考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	● 協賛の内容が公費軽減等の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	